



第1章 基本構想の目的

私たちのまち宮古市は、本州最東端に位置し、太平洋から昇る太陽を迎え、緑深き森から流れる川が大海にそそぐまちです。そうしたまちに、私たちは集い、慈しみ合い、育み合い、暮らしています。

私たちは、多くの先人たちが英知とたゆまぬ営みによって築いてきた、素晴らしい歴史と文化を引き継いできました。

そして今、市民一人ひとりの人権が守られ、自主性及び自立性を尊重し、参画と協働を基礎に市民が誇りをもてるまちづくりを推進していきます。

この基本構想は、宮古市の将来像や、地域の発展を図るためのまちづくりの方向を示す基本的な指針となるものであり、「宮古市自治基本条例（平成19年7月2日制定）」に基づき策定します。

第2章 基本構想の目標年次

この基本構想の目標年次は、令和11年度（2029年度）とします。

第3章 まちづくりの基本方針

第1 まちづくりの基本的な考え方

人口減少、少子高齢社会が進行する中、経済社会のグローバル化や人工知能（AI）、情報通信技術（ICT）等の技術革新が急速に進み、私たちの生活ニーズも大きく変化しています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では多くの尊い命や貴重な財産が失われました。全国から多大なるご支援を頂きながら震災からの復興に向けた取り組みを進め、ハード事業は概ね終了しました。

しかし、被災者の生活に関わる支援や心のケアといったソフト事業や、防災・減災対策、震災の記憶と記録の伝承などは継続していかなければなりません。

一方、人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住み良い環境を確保し、活力ある社会を維持する方策として、まち・ひと・しごと創生法^{※1}が制定され、全国の自治体が「地方創生」に取り組んできました。

潤いのある豊かな生活を安心して営むことができるまちづくりや、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保と、魅力ある多様な就業機会の創出など更なる取り組みが必要です。

こうした中で、私たち自身の創意により、自らの判断と責任をもって、新たな時代にかなうまちづくりに取り組んでいくことが重要です。

※1 まち・ひと・しごと創生法

少子高齢化に対応し、人口減少に歯止めをかけ、東京圏への人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、活力ある社会を維持するための方策について、基本理念、国等の責務、計画の作成等を定めた法律。平成26年11月28日施行。



そのためには、市はもとより、地域社会を構成する市民、団体などが、それぞれ主体性をもって、共に支え合いながら、みんなで取り組んでいくことが大切です。

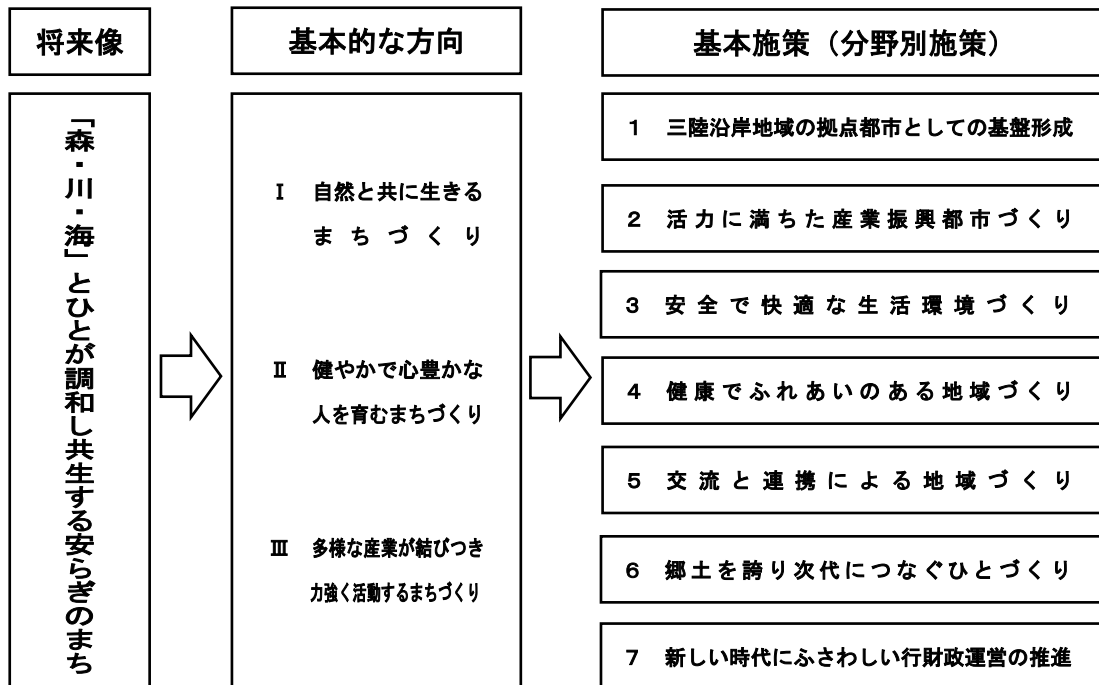
また、社会的に弱い立場にある方々が、地域や職場、家庭などでのつながりが薄れることのないよう、社会の構成員として包み支え合う取り組みを進めることも重要です。

本市は、豊かな自然、美しい景観に恵まれており、人々の結びつきが強い地域社会が形成されています。この恵まれた環境や地域の持つ特性、資源を最大限に生かし、創意と工夫を重ねて、持続可能なまちづくりを推進していくことが必要です。

このため、自治基本条例と、これを支える参画推進条例、協働推進条例、住民投票条例の適正な運用を図りながら、次のような考え方にに基づき、まちづくりを進めます。

- 豊かな自然や歴史・芸術・伝統文化など地域の多様な資源を守り活用する「創造」のまちづくり
- 市民と行政とのパートナーシップによる「参画と協働」のまちづくり
- 市民が助け合いながら暮らすことができる「連携と共生」のまちづくり
- 「自己決定、自己責任」の原則に基づく「自立」のまちづくり
- すべての市民を社会の構成員として包み支え合う「共創」のまちづくり

【将来像・基本的な方向・基本施策の体系図】





第2 都市の将来像

「森・川・海」とひとが調和し共生する安らぎのまち

「森・川・海」は、本市に広がる豊かな自然・風土を示すものであり、同時に、これまで先人が培ってきた多彩な歴史や文化・伝統、暮らしの営み、産業の恵み、心豊かな人間性など、これからの時代に誇りうる私たちの財産となるものです。

また、この豊かな「森・川・海」は、森を起点とし、川という循環経路を経て海に至るつながりの恩恵を受け、地域における自然環境の循環、分野を超えた多様な産業の連携、地域・人々の活発な交流をもたらす源となっています。

本市の将来像には『森・川・海』とひとが調和し共生する安らぎのまち」を掲げ、本市の特徴である豊かな自然とひとが調和し共生することにより、これらを積極的に生かしながら、私たちが、心の豊かさやゆとりを実感し、自らの個性と能力を發揮していくことのできるまちづくりを進めていこうとする考え方を示すものです。

第3 まちづくりの基本的な方向

将来像を実現するため、「森・川・海」に象徴される地域の豊かな自然を保全し、これらと調和し共生していくこと、地域の中で誰もが生涯にわたって健やかな生活を営み、心豊かなひとを育むことができること、そして、地域が持つ豊かな資源を活用した多様な産業が結びつき力強く活動するまちを築いていくことをまちづくりの基本的な方向として掲げます。

I 自然と共に生きるまちづくり

東は太平洋に面し、西は北上高地に抱かれた本市は、美しい森と豊かな海が清らかな川により結ばれています。また、三陸復興国立公園、早池峰国立公園を有する世界に誇る自然環境に恵まれた地域です。近年、「三陸ジオパーク^{※2}」の認定や「みちのく潮風トレイル」の整備など自然環境を生かした取り組みが行われています。

この恵まれた自然環境を守り育てながら、次の世代へ引き継いでいくことが重要です。

時として洪水や津波などの災害をもたらす自然を理解するとともに、「森・川・海」の自然環境を守ることを基本として、これらを生かしたまちづくりを推進します。

※2 三陸ジオパーク

ジオパークとは、地球活動を物語る地形や地質、これらと結びついた人の暮らしや文化、動植物を大地の営みととらえ、地球活動の遺産として学び、楽しむことができる自然の公園。また、ジオパークにおける見どころをジオサイトという。

三陸ジオパークは、青森県八戸市から岩手県の沿岸を縦断して宮城県気仙沼市まで、南北約220km、東西約80kmという広大なジオパーク。

本市のジオサイト：【宮古地域】震災メモリアルパーク中の浜、潮吹穴、日出島、ローソク岩、崎山貝塚、浄土ヶ浜、鮎ヶ崎、十二神山、黒森神社・黒森神楽【田老地域】田老の防潮堤、たろう観光ホテル跡、津波到達点、津波記念碑、三王岩【新里地域】腹帯の混在岩【川井地域】薬師川溪流の古生界、早池峰山



II 健やかで心豊かな人を育むまちづくり

本市では、少子高齢社会が急速に進行しており、令和 27 年（2045 年）には市民のおよそ 2.2 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者になることが見込まれています。

このような中、急速に進む少子高齢化に対応した保健・医療・福祉などの取り組みを進めます。

とりわけ、未来を担う子どもたちを安心して産み、育てることができるまちづくりを推進するとともに、すべての人が生涯にわたって心身ともに健やかな生活を送り、地域の活動に参画し活躍できる、健やかで心豊かな人を育むまちづくりを推進します。

III 多様な産業が結びつき力強く活動するまちづくり

本市は、風土を生かした農業や豊かな森林資源を生かした林業、つくり育てる漁業を推進する水産業、自然景観を核とした観光など、特性を生かした産業が発展してきました。

近年、産業の多様化に伴い、地域の産業を取り巻く環境は変わってきており、整備が進む交通ネットワークを生かした、物流や交流人口の拡大を図る新たな展開が期待されます。

豊かな森林を活用した林業を成長させる取り組みや、魚類の養殖といった新たな事業を展開する水産業など、永続的で持続可能な農林水産業を推進します。併せて、商品の高付加価値化に取り組む製造業を推進します。

また、エネルギー資源の活用を通じて地域内の経済循環を促し、自立的な地域経済の創出につなげていきます。

起業や異業種間の交流を促進し、多様な産業が結びつく、持続可能な産業都市づくりを推進します。

第 4 章 分野別施策の方向

まちづくりは、各地域の持つ特性を生かしつつ、地域全体が等しく発展することを念頭に置き、中長期的な財政への影響も考慮しながら、進めていく必要があります。

市全体の活性化と市民生活の向上を図るためには、生活・産業・情報基盤施設などのハード面の着実な整備、保健・医療・福祉分野や産業支援、教育などソフト面の事業を展開するとともに、情報発信力を強化していくことが重要となります。

このことから、まちづくりの基本的な方向を具現化するための 7 つの分野別施策の方向を掲げます。なお、これらを実現するための各種施策については、基本計画において示します。



1 三陸沿岸地域の拠点都市としての基盤形成

産業、経済、医療、防災、地域活性化の基盤である都市間高速交通ネットワークの整備を推進します。移動時間の短縮による物流機能強化やインバウンド^{※3}など交流人口の拡大を図ります。

市民生活の利便性の向上と少子高齢社会に対応した安全性の確保を基本とする生活幹線ネットワークの形成及び公共交通機関の利用促進、港湾施設との連携強化など総合交通体系の整備を図ります。

また、高度情報化に対応した情報通信基盤の充実と、快適で賑わいのある市街地の形成を図ります。

2 活気に満ちた産業振興都市づくり

若者の定着とU・Iターンの促進に取り組むとともに、働きがいのある就労環境の整備を支援し、ニーズに沿った働き方を実現できるようサポートすることで、人が輝く、活気に満ちた産業振興都市づくりを推進します。

各産業において集積、蓄積された資源を活用し、産業間の連携、創出を促すとともに、商品の高付加価値化を推進します。

また、再生可能エネルギー事業に主体的に参画し、地域内経済循環を推進します。

基幹道路網や港湾機能を活用し、物流ネットワークの強化を図ります。

三陸復興国立公園、早池峰国立公園を有する環境を生かし、自然景観を核とした見る観光に加え、三陸ジオパークやみちのく潮風トレイルなどの体験型観光、大型客船の寄港やF I T^{※4}を受け入れるインバウンド対応を進め、多様な観光のニーズに対応する魅力ある「おもてなし観光」を推進します。

3 安全で快適な生活環境づくり

市民の生命と財産を守る消防・防災体制の充実、交通事故や犯罪の防止による安全な市民生活の確保を図ります。

また、安全・安心な水の供給、生活排水の適正な処理など、快適な生活環境づくりを進めます。

これまでの津波や高潮、風水害などの災害の経験を踏まえ、防災施設や情報伝達体制、強靱なインフラの整備などを図り、災害に強いまちづくりを進めるとともに、災害の記憶を風化させることなく後世に伝承していく取り組みを推進します。

また、森林、河川、海岸など地域が持つ豊かな自然環境を保全するとともに、景観に配慮したまちづくりに取り組みます。

環境衛生の充実を図るため、ごみの減量化・資源化を進め、循環型社会を推進します。

さらに脱炭素型社会の実現に向け、再生可能エネルギーの地産地消を推進します。

※3 インバウンド
訪日外国人旅行のこと。

※4 F I T
海外個人旅行のこと。



4 健康でふれあいのある地域づくり

共に支え合う地域社会の中で、急速に進む少子高齢化に対応した保健・医療・福祉などの必要なサービスが必要な時に受けられる仕組みづくりを進め、健やかな生活が続けられるよう健康寿命^{※5}の延伸に取り組みます。

また、児童・高齢者・障がい者福祉、子育てや生活困窮者支援、地域福祉活動、保健・医療サービスの充実を図り、人々が認め合い、支え合いながら、すべての市民が、生涯にわたって健康でふれあいのある生活を送ることができる地域づくりを進めます。

5 交流と連携による地域づくり

地域の活性化と地域課題の解決に向けて、市民及び市民団体等が互いに目的を共有し、対等な立場で連携、協力するなど、自主性及び自立性を尊重する協働と参画のまちづくりを進めます。

誰もが地域に誇りと愛着を持って、主体的にまちづくりに関われるよう市民活動への参加を促進します。

また、年齢や性別、社会的な多様性などを互いに理解し合い、包み支え合いながら暮らす社会の実現を図ります。

さらに他の自治体などとの交流及び連携を推進し、各地域が持つ資源の相互利用や情報発信などに取り組むとともに、在住外国人や外国人観光客との交流、関係団体との連携を通じて、互いの文化や習慣を理解し合い、国籍や民族の違いにかかわらず、すべての市民が地域社会を支える構成員として共に暮らせる地域づくりを進めます。

6 郷土を誇り次代につなぐひとづくり

グローバル化などに対応しながら持続可能な地域社会を形成していくためには、郷土を思い、愛する気持ちを礎として、自己実現のための夢や希望を持ち歩んでいくひとづくりが求められています。今を生きる市民一人ひとりの多様な学びが、次世代に伝わり繋がっていくことを目指します。

そのためには、誰もがその個性を伸ばしながら学び続けることができる生涯学習環境を整備するとともに、児童・生徒の「健康な体、豊かな心、確かな学力」の定着を通して、社会を生き抜くための「生きる力」を育む学校教育の充実を図ります。

また、誰もがライフスタイルに応じた生涯スポーツに取り組める環境づくりとともに、各種競技スポーツの振興を図ります。

さらに、地域の風土に培われてきた貴重な文化財を保存・活用し、後世に伝え残すための施策を展開するとともに、地域の歴史や芸術・文化への理解を深め、地元への愛着や誇りの醸成を図ります。

※5 健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。



7 新しい時代にふさわしい行財政運営の推進

市民主権^{※6}、市民自治^{※7}のさらなる発展のために、宮古市自治基本条例に基づく参画と協働のまちづくりを進めるとともに、市民にとって満足度が高く、質の高い行政サービスを将来にわたって提供できるよう効率的で公正・透明性の高い開かれた行財政運営を進めます。

また、有効かつ効率的に業務を遂行するため、P D C Aサイクル^{※8}の徹底、不断の改革・改善に取り組むとともに、経常的経費のさらなる節減に努め、限られた財源の重点的かつ効果的な活用を図り、持続可能な財政構造の構築に取り組みます。

第5章 土地利用方針

土地の利用方針について、公共の福祉を優先させながら自然との調和を図り、地域の社会的・経済的・自然的及び文化的な条件等に十分配慮しながら、生活環境の確保や均衡ある地域の開発と保全を両立させるため、長期展望に基づいた計画的かつ総合的な土地利用を図ります。

本市は約 1,259 km²という広大な市域を持っています。このことから、それぞれの地域のもつ特性に基づいた土地利用を進める必要があります。一次産業の基盤を成す森林や農地などの自然を保全する地域、里山と居住地の調和を図る地域、生活拠点を形成する地域、都市機能が集積する中心拠点を形成する地域などにおいて、自然環境と調和し共生する適正な土地利用を図ります。

市域のうち臨海部の東日本大震災における被災エリアにおいても、防災・減災対策を考慮しながら、健康やレクリエーション、または産業関連の用地として活用を図り、経済活動や市民生活に活力や潤いを与える場としての土地利用を進めます。

※6 市民主権

市民自らがまちづくりを行っていく主体であること。

※7 市民自治

主権者としての市民が主体的に地域課題等の解決に向けて共に考え行動すること。

※8 P D C Aサイクル

P l a n (計画)・D o (実行)・C h e c k (評価)・A c t i o n (改善)を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していく手法のこと。



第6章 将来指標

第1 人口

本市の人口は、平成27年（2015年）の国勢調査では56,676人となっており、平成22年（2010年）と比べ2,754人減少、平成17年（2005年）と比べ6,912人減少しています。

また、国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」（平成30年推計）では、本市の人口は、令和2年（2020年）で52,926人、令和7年（2025年）で49,071人になると見込んでいます。

地域の社会経済情勢に多大な影響を及ぼす人口は、行財政運営にあつて最も重要な指標であることから、産業振興による多様な就業機会の確保や子育て支援による少子化への対応など、あらゆる分野で定住促進の視点を入れた取り組みを進め、誰もが、いつまでも、住み続けたいと思える環境をつくることにより、人口減少速度の抑制を図り、「宮古市まち・ひと・しごと創生総合戦略（計画期間：平成27年度～令和元年度）の人口ビジョン「人口の将来展望」※9で掲げた人口の確保を目指します。

さらに、交通ネットワークの活用や地域資源の有効活用、他地域との連携などにより、地域の活性化につながる交流人口の増加を図ります。

■人口の推移と推計

（単位：人）

区分／年	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)
人口	63,588	59,430	56,676	52,926	49,071
人口ビジョン	—	—	—	52,709	50,194

令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)
45,176	41,293	37,441	33,688
47,720	45,398	43,264	41,272

（注）人口：

平成17年から平成27年までは、国勢調査による実績

令和2年から令和27年までは、「日本の市区町村別将来推計人口」

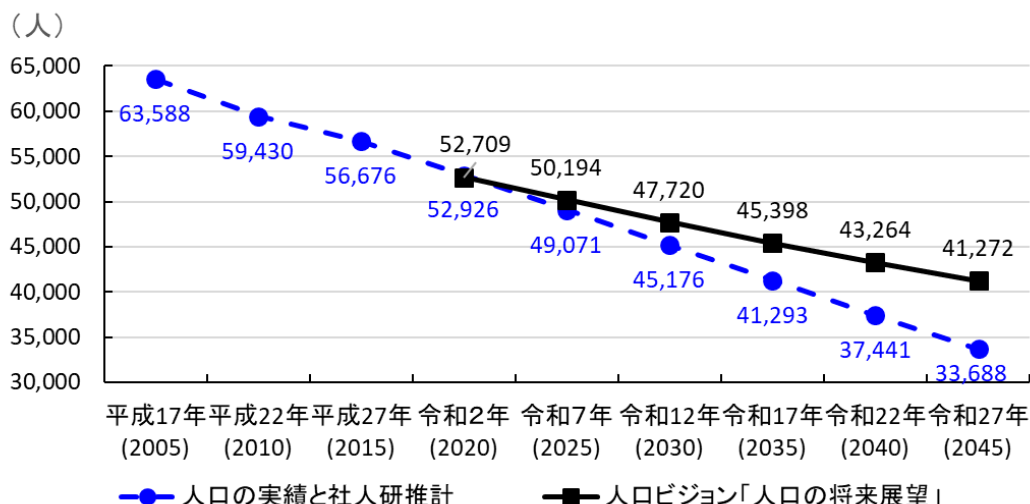
（国立社会保障・人口問題研究所 平成30年推計）

人口ビジョン：

人口ビジョン「人口の将来展望」※9

※9 人口ビジョン「人口の将来展望」

「宮古市まち・ひと・しごと創生総合戦略（計画期間：平成27年度～令和元年度）」の策定にあたり、「日本の市区町村別将来人口推計」（国立社会保障・人口問題研究所）に準拠した推計人口を基に、市が独自に想定した推計人口。



第2 所得

本市では、これまで地域経済の活性化を図るため、産業振興などに取り組んできました。市民一人当たりの分配所得^{※10}は、東日本大震災に係る復興関連事業などの影響により平成27年度(2015年度)から県平均を上回っています。

今後は復興関連事業が終息に向かうことに伴い、建設業などの企業所得等の減少が見込まれます。所得の減少局面にあっても、整備が進む新たな交通ネットワークの活用や産業振興施策により、市民所得については、国民所得の水準を目標に取り組みます。

■ 市民一人当たりの分配所得の推移

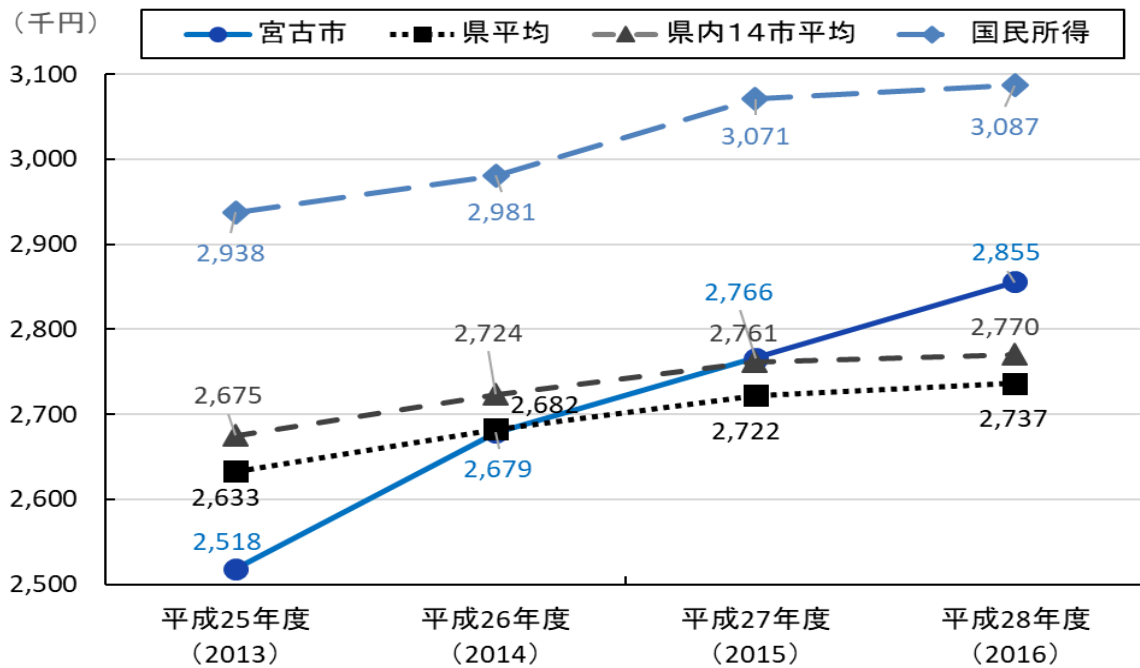
(単位：千円、%)

区分／年度	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)
宮古市	2,518	2,679	2,766	2,855
県平均	2,633	2,682	2,722	2,737
県内14市平均	2,675	2,724	2,761	2,770
国民所得	2,938	2,981	3,071	3,087
宮古市 ／県平均	95.6	99.9	101.6	104.3
宮古市 ／県内14市平均	94.1	98.3	100.2	103.1
宮古市 ／国民所得	85.7	89.9	90.1	92.5

資料：岩手県市町村民経済計算年報

※10 分配所得

市内個人の所得(給料・賃金、雇主負担の社会保険料、財産所得等)と市内企業の所得を合計した額を市の人口で割り返した額。「市民所得」ともいう。



第3 市への愛着度・定住意向

市では、「宮古市まち・ひと・しごと創生総合戦略（計画期間：平成27年度～令和元年度）」において、「誰もが、いつまでも、住み続けたいまち」を目標とし、定住促進対策に取り組んできました。

平成30年度市民意識調査の結果によると「市への愛着度」「定住意向」の割合はどちらも減少傾向にあります。

市への愛着度を高めるためには、市民がまちに誇りを持って、主体的にまちづくりに関わり、地域を良くしたいという当事者意識を高める必要があります。

郷土への理解や誇りなどシビックプライド^{※11}を高めるような取り組みを推進し、「市への愛着度」「定住意向」の割合を80%まで増加させ、参画と協働のまちづくりを進めます。

※11 シビックプライド

市民が、主体的にまちづくりに関わり、地域を良くしたいという当事者意識に基づく自負心のことで、まちに対して持つ誇り・愛着・共感のこと。



■市への愛着度・定住意向 (単位：%)

区分／年度	平成 21 年度 (2009)	平成 25 年度 (2013)	平成 30 年度 (2018)
市への愛着度	70.0	74.2	68.0
定住意向	71.3	75.5	73.7

資料：宮古市市民意識調査報告書

(注) 市への愛着度：

市民意識調査における回答のうち「好きだ」「まあ好きだ」の合計値

定住意向：

「今のところにずっと住むつもり」「市内のほかのところに移りたい」の合計値

